

パブリックコメントの意見と対応

1. 実施概要

(1) 意見募集期間

平成 24 年 2 月 21 日 ～ 平成 24 年 3 月 5 日の 2 週間

(2) 閲覧場所

まちの駅七福、都市建築課都市計画グループ、むつ市ホームページ

2. 募集結果

(1) 意見総数

1 件

(2) 意見の内容

①文章表現の修正

頁番号等	分類等	意見
P 2 3	2 行目	「H 2 3～H 2 7 年度に実施しています。」 → 「H 2 3～H 2 7 年度にかけて実施して行きます。」 【対応】 ・文章表現を「～を実施しています。事業期間は H23～H27 年度となっています。」に修正。

②事業・活動のアイデア

頁番号等	分類等	意見
P 6 8	街並み・景観 形成の基本方 針	◎ライトアップ事業 エリアマネジメント区域内は、年間を通じてイベントやキャンペーンが数多くある。観光の視点から交流人口の取り込みを考えたい。 昨年実施された青森県内観光施設の利用者情報が県観光連盟より公表されている（2011 年 8 月、新聞報道）。下北地区は、教育旅行や団体旅行の獲得が苦戦したことにより落ち込んだ。釜臥山には展望台があり、むつ市街

の夜景が有名になっている。

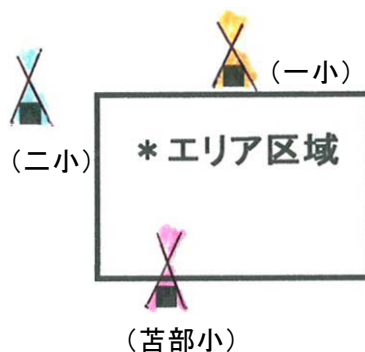
また、昨年に「再生可能エネルギー法」が成立している。特に、公共施設を利用した再生可能エネルギー設備に、国が予算補助を自治体向けにすることになった。

今回の活動計画（素案）の中では取り上げられなかった事業案を述べてみたい。

外輪にある第一田名部小学校、第二田名部小学校、苫部小学校に太陽光発電の導入により、夜間の余剰電力を利用した「ライトアップ事業」を提案したい。

◎夜間のライトアップ時間帯（夜8時から夜10時、夏場の期間限定）

釜臥山展望台



【対応】

・平成24年度に設立予定の（仮称）まちなか再生協議会において、計画案を審議する段階で、まちなか再生ワークショップ以外から出された事業・活動のアイデアとして提案する。

◎代官山公園の整備について

平成23年度一般市政方針の中で「歴史民俗資料館」取り上げられている。今後の観光スポットと位置づけるために「代官所の復元」と「歴史民俗資料館」をセットにした構想計画を提案したい。

【対応】

・平成24年度に設立予定の（仮称）まちなか再生協議会において、計画案を審議する段階で、まちなか再生ワークショップ以外から出された事業・活動のアイデアとして提案する。

頁番号等	分類等	意見
P 7 1	公共施設整備の基本方針	<p>◎エリア区域の主要な幹線道路について</p> <p>車両の流れ、人の流れ、物流の流れなど道路の果たしている役割は重大である。例年大祭として「田名部祭り」が開催され、その運行区間に対する交通規制が行われている。また、土地面積に対する収容人数の実績が把握されている。</p> <p>エリア内は基本的には歩いて頂くことにする考え方にしている。例えば、「歩行者天国」のイベントを企画したとすると、人や物の流れを調整することになる。一方通行ルールの導入の検討は必要ないのか。</p> <p>東西南北の出入り個所には「関所（ゲート）」を設置したらどうか。</p> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度に設立予定の（仮称）まちなか再生協議会において、計画案を審議する段階で、まちなか再生ワークショップ以外から出された事業・活動のアイデアとして提案する。 <p>◎幹線道路の幅員と設置する公共施設について</p> <p>エリア内での幹線道路の幅員と歩道幅に違いがあって、設置する公共施設や占用物件の標準的な配置を検討する必要があると考える。</p> <p>現状では、セットバックが済んでいる土地や建物がある。出来る限り、冬場の積雪対策を中心にした道路敷地の利用を求めたい。また、幅員を少し狭めて歩道幅を確保するべきと意見したい。</p> <div data-bbox="750 970 1742 1273" style="text-align: center;"> <p>◎標準断面</p> <p>The diagram shows a cross-section of a road. In the center is a '車道' (car lane). On either side of the car lane are '歩道' (sidewalks). Below the sidewalks, there are '融雪溝' (snow melting grooves) and '官民境界線' (public-private boundary lines). The diagram is labeled '◎標準断面' (Standard Cross-section).</p> </div> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度に設立予定の（仮称）まちなか再生協議会において、計画案を審議する段階で、まちなか再生ワークショップ以外から出された事業・活動のアイデアとして提案する。

③まちづくりルールについて

頁番号等	分類等	意見
P 8 2	まちづくりルールの仕組みの基本方針	<p>むつ地域の市街地では、「田名部地区」は各種の統計でも集積密度は高い。今回のテーマでは基本自治を明確にしていないが、市役所本庁舎が統制することになっているようだ。</p> <p>一般的には「エリアマネジメント区域」を市政の統制上、どう位置づけるのか。特別区域と位置づけるのであれば、区役所を設置したらどうかと意見したい。</p> <p>最近の「むつ市政だより」情報では、市民協働参画の話題が提供されている。「自治基本条例」や「市民協働条例」、いずれかをテーマにした動きが出てくる。市役所内での総合調整をする必要はないのか検討してほしい。</p> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりルールは事業・活動の目的、内容に沿って導入するものであり、現時点ではどのようなルールを採用するか決定できない事から、次年度以降の検討課題とする。 ・区役所の設置については、ワークショップにおいても、まちなか居住を推進する上で必要な施設として市の窓口機能や出張所が提案されており、類似の意見と捉える。

④推進体制について

頁番号等	分類等	意見
P 8 8	エリアマネジメント活動の推進体制	<p>①（仮称）まちなか再生協議会、③（仮称）エリアマネジメント支援会議について、暫定的に幹事となるむつ市役所都市建築課は建設部に入っている。建設部は道路管理者でもあるわけで、占用・占有に関する連絡と調整をしている。関係者の協力や支援を求める必要はないのか。</p> <p>また、同様に国や県が関係することは見えている。③（仮称）エリアマネジメント支援会議の下に、占用者連絡会議を接続したらどうかと意見を言いたい。</p> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動計画（素案）で示すエリアマネジメント活動の推進体制は、活動を包括する推進体制である。 <p>意見で述べられている通り、国や県が監理する道路、河川等を対象に事業・活動を展開する場合には、管理者との協議が必要となるが、国・県との調整は、既に位置づけているところである。また、意見にある占用者連絡会議のような国、県も含んだ新たな組織の設立については、事業・活動を進めていく上で必要に応じて行くこととなる。</p> <p>尚、国・県との調整は、当面の間、暫定的に協議会事務局を担う市のまちづくり関連部局が行う。</p>